

議第 1 号

監査委員の選任について

識見を有する者のうちから選任された本市監査委員梶澤綾子は、令和7年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として次の者を選任いたしたいので議会の同意を求める。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

| 住 所 | 氏 名     | 生 年 月 日 |
|-----|---------|---------|
|     | 梶 澤 綾 子 |         |

議第 1 号参考

栳 澤 綾 子 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

## 地方自治法（抜粋）

### 〔監査委員の設置及び定数〕

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

- ② 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市及び町村にあつては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

### 〔選任及び兼職の禁止〕

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

- ② 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から1を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

- ⑥ 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とする。

### 〔任期〕

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

## 三条市監査委員条例（抜粋）

### （監査委員の定数）

第2条 本市の監査委員の定数は、3人とする。

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員梅田純子は、令和7年7月25日任期満了することとなるので、その後  
任委員として次の者を任命いたしたいので議会の同意を求める。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

| 住 所 | 氏 名     | 生 年 月 日 |
|-----|---------|---------|
|     | 梅 田 純 子 |         |

梅 田 純 子 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

### （組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

### （任命）

#### 第4条

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

### （任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

公平委員会委員の選任について

本市公平委員会委員加藤亜津子は、令和7年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として次の者を選任いたしたいので議会の同意を求める。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

| 住 所 | 氏 名     | 生 年 月 日 |
|-----|---------|---------|
|     | 加 藤 亜津子 |         |

議第 3 号参考

加 藤 亜 津 子 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴



地方公務員法（抜粋）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

4 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議第 4 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員横山正志は、令和7年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として次の者を選任いたしたいので議会の同意を求める。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

| 住 所 | 氏 名   | 生 年 月 日 |
|-----|-------|---------|
|     | 西 潟 晃 |         |

議第 4 号参考

西 潟 晃 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

三条市税条例（抜粋）

（審査委員会の委員の定数）

第67条の2 審査委員会の委員の定数は、3人とする。

議第 5 号

三条市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

三条市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

## 三条市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(三条市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 三条市職員の育児休業等に関する条例（平成17年三条市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第23条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第24条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第24条第2項中「に対する部分休業」を「（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第24条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第24条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第25条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第26条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(三条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 三条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年三条市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「請求、申告又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、三条市職員の育児休業等に関する条例（平成17年三条市条例第36号）第27条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3）三条市職員の育児休業等に関する条例第27条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障



となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の三条市職員の育児休業等に関する条例第24条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

## 議第 5 号参考

### 三条市職員の育児休業等に関する条例（抜粋）

#### （趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （部分休業をすることができない職員）

第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- （2）勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

#### （部分休業の承認）

第24条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 三条市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年三条市規則第16号）第11条第1項第6号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第25条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第26条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

三条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（抜粋）

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母又は規則で定める者（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる

場合における休暇とする。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

議第 6 号

三条市税条例の一部改正について

三条市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

### 三条市税条例の一部を改正する条例

三条市税条例（平成17年三条市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第9条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）」を「法施行規則」に改める。

第22条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第22条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第10号中「第78条第2項第2号及び第3号」を「第78条第2項第2号から第4号まで」に、「（同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の2の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」を「及び租税特別措置法第41条の18の2に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改める。

第25条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の3の2第1項第3号及び第25条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第25条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第25条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第4条の3を削る。

附則第18条の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第18条の2 令和8年4月1日以後に第83条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第83条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第84条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第85条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第83条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の法施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及

び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第84条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第84条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第18条の次に1条を加える改正規定及び附則第8項から附則第10項までの規定

令和8年4月1日

(2) 第7条及び第9条の改正規定並びに次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律

（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(3) 第22条の7第1項の改正規定及び附則第4条の3を削る改正規定並びに附則第4項の

規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1

月1日



(公示送達に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の三条市税条例（以下「新条例」という。）第7条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

- 3 新条例第22条の2及び第25条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 4 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第22条の7第1項の規定の適用については、同項第10号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

- 5 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第25条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の3の2第1項第3号及び第25条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 6 新条例第25条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第25条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第25条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の三条市税条例（以下「旧条例」という。）第25条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第25条の3の2第1項及

び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 7 新条例第25条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第25条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第25条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 8 次項に定めるものを除き、附則第1項第1号に規定する施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第18条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 9 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、三条市税条例第83条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第85条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第18条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）三条市税条例第85条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第18条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第18条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 10 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

## 議第 6 号参考

### 三条市税条例（抜粋）

#### （公示送達）

第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、三条市公告式条例（平成17年三条市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

#### （納税証明事項）

第9条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

#### （所得控除）

第22条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

#### （寄附金税額控除）

第22条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（第1号から第9号までに掲げるものに関しては、それぞれ県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中

に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(10) 前各号に掲げる寄附金のほか、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の2の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、本市における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして別に市長が定めるところにより指定したもの。

(市民税の申告)

第25条の2 第12条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が別に定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第

22条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)  
の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有し  
なかった者」という。)及び前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申  
告書を提出した者並びに前年において青色専従者給与額又は事業専従者控除額以外の所得  
を有しなかった者については、この限りでない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第25条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなけ  
ればならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するも  
のは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条に  
おいて「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法  
施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を  
経由して、市長に提出しなければならない。

(3) 扶養親族の氏名

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第25条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出し  
なければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203  
条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)  
の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以  
下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第34条の8に規定  
する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合  
計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養  
親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者  
に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住  
所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定

する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(3) 扶養親族の氏名

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第4条の3 当分の間、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

議第 7 号

三条市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の  
一部改正について

三条市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部  
を改正する条例

三条市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成29年  
三条市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議第 7 号参考

三条市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例(抜粋)

(固定資産税の課税免除)

第2条 市長は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和7年3月31日までにおいて、承認地域経済牽引事業者が法第18条に規定する承認地域経済牽引事業（法第25条に規定する主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条各号の要件に該当するもの（以下「対象施設」という。）を法第4条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した場合において、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、新たに課されることになった年度から3年度分に限り、課税を免除する。

議第 8 号

三条市農業集落排水施設条例等の一部改正について

三条市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例

(三条市農業集落排水施設条例の一部改正)

第1条 三条市農業集落排水施設条例(平成17年三条市条例第165号)の一部を次のように改正する。

別表第1大潟地区農業集落排水施設の項中「矢田」の次に「・吉野屋」を加え、同表吉野屋地区農業集落排水施設の項を削る。

(三条市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第2条 三条市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例(平成17年三条市条例第166号)の一部を次のように改正する。

|           |   |                                                                                                                                                                                             |   |   |                                                                                                                                                         |   |
|-----------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 別表栄処理区の項中 | 「 | <div><div>・福多地区</div><div>農業集落排水施設</div><div>・帯織地区</div><div>農業集落排水施設</div><div>・大潟地区</div><div>農業集落排水施設</div><div>・吉野屋地区</div><div>農業集落排水施設</div><div>・川通地区</div><div>農業集落排水施設</div></div> | を | 「 | <div><div>・福多地区</div><div>農業集落排水施設</div><div>・帯織地区</div><div>農業集落排水施設</div><div>・大潟地区</div><div>農業集落排水施設</div><div>・川通地区</div><div>農業集落排水施設</div></div> | 」 |
|           |   |                                                                                                                                                                                             |   |   |                                                                                                                                                         |   |

に改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議第 8 号参考

三条市農業集落排水施設条例（抜粋）

別表第 1（第 3 条関係）

| 名称            | 処理区域                            | 処理施設の名称   | 処理施設の位置      |
|---------------|---------------------------------|-----------|--------------|
| 大潟地区農業集落排水施設  | 小滝・高安寺・大面・北潟・矢田・蔵内・茅原・安代・帯織の各一部 | 大潟浄化センター  | 三条市北潟甲1290番地 |
| 吉野屋地区農業集落排水施設 | 吉野屋・蔵内の各一部                      | 吉野屋浄化センター | 三条市吉野屋甲664番地 |

三条市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例（抜粋）

別表（第 3 条関係）

農業集落排水受益者分担金の額

| 処理区  | 農業集落排水施設の名称 | 分担金の額    | 分担金算定基準                             |
|------|-------------|----------|-------------------------------------|
| 栄処理区 | ・福多地区       | 300,000円 | 単位分担金額                              |
|      | 農業集落排水施設    | 400,000円 | (1) 住宅及び住宅で事務所・店舗その他これらに類する用に供する建物等 |
|      | ・帯織地区       |          |                                     |
|      | 農業集落排水施設    |          | 排水人口20人未満の事業所及びこれに類する用に供する建物等       |
|      | ・大潟地区       |          |                                     |
|      | 農業集落排水施設    |          | 1戸当たり 300,000円                      |
|      | ・吉野屋地区      |          |                                     |
|      | 農業集落排水施設    |          | (2) 排水人口20人以上の事業所及びこれに類する用に供する建物等   |
|      | ・川通地区       |          |                                     |
|      | 農業集落排水施設    |          | 1戸当たり 400,000円                      |

|  |  |  |                                                                  |
|--|--|--|------------------------------------------------------------------|
|  |  |  | ただし、供用開始の告示後に公共<br>ますを設置する場合は、上記金額に<br>それぞれ100,000円を加えた額とす<br>る。 |
|--|--|--|------------------------------------------------------------------|

議第 9 号

三条市水道法に基づく布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例の  
一部改正について

三条市水道法に基づく布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例の一部を  
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市水道法に基づく布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

三条市水道法に基づく布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例（平成24年三条市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第11号及び第4条第8号中「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 9 号参考

三条市水道法に基づく布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例（抜粋）

（布設工事監督者の資格）

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- （11）建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- （8）建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者



動産の取得について

次の動産を取得するものとする。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

- |           |                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------|
| 1 動 産 名   | 高規格救急自動車                                         |
| 2 動産の規格   | ガソリンエンジン 2,400cc 以上                              |
| 3 取 得 数 量 | 1 台                                              |
| 4 取 得 金 額 | 19,734,000 円                                     |
| 5 契 約 者   | 新潟市中央区万代二丁目1番1号<br>新潟トヨタ自動車株式会社<br>代表取締役 中 野 照 道 |

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故による人的損害について、次のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 事故発生年月日

令和6年8月16日

2 事故発生場所

三条市上須頃地内 市道

3 事故の状況

職員が公用車を運転中、交差点における安全確認の不足により優先道路を走行中の相手方の車両に衝突し、負傷させた。

4 相手方の住所氏名

(1) 相手方甲

(2) 相手方乙

5 損害賠償の額

(1) 相手方甲

1, 200, 000円

(2) 相手方乙

1, 200, 000円

6 和解内容

市及び相手方甲乙は、本事件について、今後どのような事情が生じても、異議申立て、告訴、告発又は請求は一切しないものとする。

令和 7 年度三条市一般会計補正予算

令和 7 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 219,913 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52,173,082 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 9 日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款        | 項       | 補正前の額           | 補 正 額       | 計               |
|----------|---------|-----------------|-------------|-----------------|
| 15 国庫支出金 |         | 千円<br>7,802,334 | 千円<br>2,583 | 千円<br>7,804,917 |
|          | 2 国庫補助金 | 2,503,022       | 2,583       | 2,505,605       |
| 18 寄附金   |         | 6               | 119,621     | 119,627         |
|          | 1 寄附金   | 6               | 119,621     | 119,627         |
| 19 繰入金   |         | 6,221,025       | 92,109      | 6,313,134       |
|          | 2 基金繰入金 | 6,170,407       | 92,109      | 6,262,516       |
| 21 諸収入   |         | 2,102,476       | 5,600       | 2,108,076       |
|          | 5 雑入    | 668,450         | 5,600       | 674,050         |
| 歳 入 合 計  |         | 51,953,169      | 219,913     | 52,173,082      |

# 歳 出

| 款       | 項       | 補正前の額           | 補 正 額         | 計               |
|---------|---------|-----------------|---------------|-----------------|
| 2 総務費   |         | 千円<br>6,620,935 | 千円<br>116,506 | 千円<br>6,737,441 |
|         | 1 総務管理費 | 5,858,592       | 116,506       | 5,975,098       |
| 3 民生費   |         | 17,070,958      | 95,521        | 17,166,479      |
|         | 1 社会福祉費 | 7,576,362       | 2,156         | 7,578,518       |
|         | 2 児童福祉費 | 8,463,746       | 90,354        | 8,554,100       |
|         | 3 生活保護費 | 1,027,207       | 3,011         | 1,030,218       |
| 4 衛生費   |         | 3,842,316       | 5,581         | 3,847,897       |
|         | 1 保健衛生費 | 2,126,198       | 5,581         | 2,131,779       |
| 7 商工費   |         | 2,171,420       |               | 2,171,420       |
|         | 1 商工費   | 2,171,420       |               | 2,171,420       |
| 8 土木費   |         | 6,208,199       | 135           | 6,208,334       |
|         | 4 都市計画費 | 2,591,147       | 135           | 2,591,282       |
| 9 消防費   |         | 1,642,064       | 700           | 1,642,764       |
|         | 1 消防費   | 1,642,064       | 700           | 1,642,764       |
| 10 教育費  |         | 5,979,356       | 1,470         | 5,980,826       |
|         | 6 社会教育費 | 724,768         | 1,470         | 726,238         |
| 歳 出 合 計 |         | 51,953,169      | 219,913       | 52,173,082      |

## 一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

| 款        | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----------|------------|---------|------------|
|          | 千円         | 千円      | 千円         |
| 15 国庫支出金 | 7,802,334  | 2,583   | 7,804,917  |
| 18 寄附金   | 6          | 119,621 | 119,627    |
| 19 繰入金   | 6,221,025  | 92,109  | 6,313,134  |
| 21 諸収入   | 2,102,476  | 5,600   | 2,108,076  |
| 歳入合計     | 51,953,169 | 219,913 | 52,173,082 |



## (歳 出)

| 款       | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
|---------|------------|---------|------------|
|         | 千円         | 千円      | 千円         |
| 2 総務費   | 6,620,935  | 116,506 | 6,737,441  |
| 3 民生費   | 17,070,958 | 95,521  | 17,166,479 |
| 4 衛生費   | 3,842,316  | 5,581   | 3,847,897  |
| 7 商工費   | 2,171,420  |         | 2,171,420  |
| 8 土木費   | 6,208,199  | 135     | 6,208,334  |
| 9 消防費   | 1,642,064  | 700     | 1,642,764  |
| 10 教育費  | 5,979,356  | 1,470   | 5,980,826  |
| 歳 出 合 計 | 51,953,169 | 219,913 | 52,173,082 |

| 補 正 額 の 財 源 内 訳 |         |         |        |
|-----------------|---------|---------|--------|
| 特 定 財 源         | 一 般 財 源 |         |        |
| 国県支出金           | 地 方 債   | そ の 他   |        |
| 千円              | 千円      | 千円      | 千円     |
|                 |         | 116,506 |        |
| 2,583           |         |         | 92,938 |
|                 |         |         | 5,581  |
|                 |         | 1,000   | △1,000 |
|                 |         | 4,615   | △4,480 |
|                 |         | 700     |        |
|                 |         | 1,470   |        |
| 2,583           |         | 124,291 | 93,039 |

## 2 歳 入

1 5 款 国庫支出金（補正額 2,583千円：補正後の額 7,804,917千円）

2 項 国庫補助金（補正額 2,583千円：補正後の額 2,505,605千円）

| 目          | 補正前の額     | 補 正 額 | 計         |
|------------|-----------|-------|-----------|
|            | 千円        | 千円    | 千円        |
| 2 民生費国庫補助金 | 557,633   | 2,583 | 560,216   |
| 計          | 2,503,022 | 2,583 | 2,505,605 |

1 8 款 寄附金（補正額 119,621千円：補正後の額 119,627千円）

1 項 寄附金（補正額 119,621千円：補正後の額 119,627千円）

|          |   |         |         |
|----------|---|---------|---------|
| 1 総務費寄附金 | 2 | 114,006 | 114,008 |
| 3 土木費寄附金 | 1 | 4,615   | 4,616   |
| 5 商工費寄附金 |   | 1,000   | 1,000   |
| 計        | 6 | 119,621 | 119,627 |

1 9 款 繰入金（補正額 92,109千円：補正後の額 6,313,134千円）

2 項 基金繰入金（補正額 92,109千円：補正後の額 6,262,516千円）

|             |           |        |           |
|-------------|-----------|--------|-----------|
| 1 財政調整基金繰入金 | 5,837,769 | 92,109 | 5,929,878 |
| 計           | 6,170,407 | 92,109 | 6,262,516 |

2 1 款 諸収入（補正額 5,600千円：補正後の額 2,108,076千円）

5 項 雑入（補正額 5,600千円：補正後の額 674,050千円）

|      |         |       |         |
|------|---------|-------|---------|
| 1 雑入 | 668,450 | 5,600 | 674,050 |
| 計    | 668,450 | 5,600 | 674,050 |

| 節          |       | 説                                    | 明              |
|------------|-------|--------------------------------------|----------------|
| 区 分        | 金 額   |                                      |                |
|            | 千円    |                                      | 千円             |
| 1 社会福祉費補助金 | 2,583 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金<br>障がい者総合支援事業費補助金 | 1,505<br>1,078 |
|            |       |                                      |                |

|          |         |                                   |                   |
|----------|---------|-----------------------------------|-------------------|
| 1 総務費寄附金 | 114,006 | ふるさと三条応援寄附金                       | 114,006           |
| 1 土木費寄附金 | 4,615   | 公園施設運営寄附金<br>公園施設整備寄附金<br>緑化推進寄附金 | 7<br>4,508<br>100 |
| 1 商工費寄附金 | 1,000   | 商工振興寄附金                           | 1,000             |
|          |         |                                   |                   |

|             |        |           |        |
|-------------|--------|-----------|--------|
| 1 財政調整基金繰入金 | 92,109 | 財政調整基金繰入金 | 92,109 |
|             |        |           |        |

|      |       |              |                |
|------|-------|--------------|----------------|
| 2 雑入 | 5,600 | 各種助成金<br>共済金 | 3,200<br>2,400 |
|      |       |              |                |

1 5 款 国庫支出金 1 8 款 寄附金 1 9 款 繰入金 2 1 款 諸収入

### 3 歳 出

2 款 総務費（補正額 116,506千円：補正後の額 6,737,441千円）

1 項 総務管理費（補正額 116,506千円：補正後の額 5,975,098千円）

| 目          | 補正前の額       | 補正額           | 計             | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |     |                                 |      |
|------------|-------------|---------------|---------------|-----------------|-----|---------------------------------|------|
|            |             |               |               | 特 定 財 源         |     |                                 | 一般財源 |
|            |             |               |               | 国県支出金           | 地方債 | その他                             |      |
| 5 財政調整基金費  | 千円<br>9,168 | 千円<br>114,006 | 千円<br>123,174 | 千円              | 千円  | 千円<br>114,006<br>寄附金<br>114,006 | 千円   |
| 7 まちづくり推進費 | 2,302,121   | 2,500         | 2,304,621     |                 |     | 2,500<br>諸収入<br>2,500           |      |
| 計          | 5,858,592   | 116,506       | 5,975,098     |                 |     | 116,506                         |      |

3 款 民生費（補正額 95,521千円：補正後の額 17,166,479千円）

1 項 社会福祉費（補正額 2,156千円：補正後の額 7,578,518千円）

|           |           |       |           |                         |  |  |       |
|-----------|-----------|-------|-----------|-------------------------|--|--|-------|
| 3 障がい者福祉費 | 2,796,204 | 2,156 | 2,798,360 | 1,078<br>国庫支出金<br>1,078 |  |  | 1,078 |
| 計         | 7,576,362 | 2,156 | 7,578,518 | 1,078                   |  |  | 1,078 |

3 款 民生費（補正額 95,521千円：補正後の額 17,166,479千円）

2 項 児童福祉費（補正額 90,354千円：補正後の額 8,554,100千円）

|              |           |        |           |  |  |  |        |
|--------------|-----------|--------|-----------|--|--|--|--------|
| 4 特定教育・保育施設費 | 5,009,498 | 90,354 | 5,099,852 |  |  |  | 90,354 |
| 計            | 8,463,746 | 90,354 | 8,554,100 |  |  |  | 90,354 |

3 款 民生費（補正額 95,521千円：補正後の額 17,166,479千円）

3 項 生活保護費（補正額 3,011千円：補正後の額 1,030,218千円）

|           |           |       |           |                         |  |  |       |
|-----------|-----------|-------|-----------|-------------------------|--|--|-------|
| 1 生活保護総務費 | 72,677    | 3,011 | 75,688    | 1,505<br>国庫支出金<br>1,505 |  |  | 1,506 |
| 計         | 1,027,207 | 3,011 | 1,030,218 | 1,505                   |  |  | 1,506 |

| 節                  |               | 説 明                                             |                          |
|--------------------|---------------|-------------------------------------------------|--------------------------|
| 区 分                | 金 額           |                                                 |                          |
| 24 積立金             | 千円<br>114,006 | 010 財政調整基金費（財務課）……………<br>24 財政調整基金積立金           | 千円<br>114,006<br>114,006 |
| 18 負担金、補助<br>及び交付金 | 2,500         | 050 コミュニティ支援事業費（地域経営課）……………<br>18 コミュニティ助成事業助成金 | 2,500<br>2,500           |
|                    |               |                                                 |                          |

|        |       |                                              |                |
|--------|-------|----------------------------------------------|----------------|
| 12 委託料 | 2,156 | 020 障がい者自立支援給付費（福祉課）……………<br>12 業務システム開発等委託料 | 2,156<br>2,156 |
|        |       |                                              |                |

|                |        |                                       |                  |
|----------------|--------|---------------------------------------|------------------|
| 16 公有財産購入<br>費 | 90,354 | 050 私立保育園運営費（子育て支援課）……………<br>16 土地購入費 | 90,354<br>90,354 |
|                |        |                                       |                  |

|        |       |                                       |                |
|--------|-------|---------------------------------------|----------------|
| 12 委託料 | 3,011 | 020 一般経費（福祉課）……………<br>12 業務システム開発等委託料 | 3,011<br>3,011 |
|        |       |                                       |                |

2 款 総務費      3 款 民生費

4 款 衛生費（補正額 5,581千円：補正後の額 3,847,897千円）

1 項 保健衛生費（補正額 5,581千円：補正後の額 2,131,779千円）

| 目       | 補正前の額         | 補正額         | 計             | 補正額の財源内訳 |     |     |             |
|---------|---------------|-------------|---------------|----------|-----|-----|-------------|
|         |               |             |               | 特定財源     |     |     | 一般財源        |
|         |               |             |               | 国県支出金    | 地方債 | その他 |             |
| 5 環境衛生費 | 千円<br>571,166 | 千円<br>5,581 | 千円<br>576,747 | 千円       | 千円  | 千円  | 千円<br>5,581 |
| 計       | 2,126,198     | 5,581       | 2,131,779     |          |     |     | 5,581       |

7 款 商工費（補正額 0千円：補正後の額 2,171,420千円）

1 項 商工費（補正額 0千円：補正後の額 2,171,420千円）

|         |           |  |           |  |  |                       |        |
|---------|-----------|--|-----------|--|--|-----------------------|--------|
| 2 商工振興費 | 1,696,577 |  | 1,696,577 |  |  | 1,000<br>寄附金<br>1,000 | △1,000 |
| 計       | 2,171,420 |  | 2,171,420 |  |  | 1,000                 | △1,000 |

8 款 土木費（補正額 135千円：補正後の額 6,208,334千円）

4 項 都市計画費（補正額 135千円：補正後の額 2,591,282千円）

|         |           |     |           |  |  |                       |        |
|---------|-----------|-----|-----------|--|--|-----------------------|--------|
| 3 公園費   | 71,965    |     | 71,965    |  |  | 4,515<br>寄附金<br>4,515 | △4,515 |
| 4 緑化推進費 | 38,605    | 100 | 38,705    |  |  | 100<br>寄附金<br>100     |        |
| 5 下水道費  | 1,854,958 | 35  | 1,854,993 |  |  |                       | 35     |
| 計       | 2,591,147 | 135 | 2,591,282 |  |  | 4,615                 | △4,480 |

9 款 消防費（補正額 700千円：補正後の額 1,642,764千円）

1 項 消防費（補正額 700千円：補正後の額 1,642,764千円）

|         |        |     |        |  |  |                   |  |
|---------|--------|-----|--------|--|--|-------------------|--|
| 5 災害対策費 | 80,137 | 700 | 80,837 |  |  | 700<br>諸収入<br>700 |  |
|---------|--------|-----|--------|--|--|-------------------|--|

| 節        |             | 説                                  | 明                    |
|----------|-------------|------------------------------------|----------------------|
| 区 分      | 金 額         |                                    |                      |
| 14 工事請負費 | 千円<br>5,581 | 030 空家等対策事業費（環境課）……………<br>14 工事請負費 | 千円<br>5,581<br>5,581 |
|          |             |                                    |                      |

|  |  |      |
|--|--|------|
|  |  | 財源更正 |
|  |  |      |

|        |     |                                              |            |
|--------|-----|----------------------------------------------|------------|
|        |     | 財源更正                                         |            |
| 24 積立金 | 100 | 010 緑化普及費（建設課） .....<br>24 花と緑のまちづくり基金積立金    | 100<br>100 |
| 27 繰出金 | 35  | 010 下水道事業会計繰出金（上下水道課） .....<br>27 下水道事業会計繰出金 | 35<br>35   |
|        |     |                                              |            |

|                    |     |                                              |            |
|--------------------|-----|----------------------------------------------|------------|
| 18 負担金、補助<br>及び交付金 | 700 | 020 地域防災力強化事業費（行政課）……………<br>18 自主防災組織育成事業補助金 | 700<br>700 |
|--------------------|-----|----------------------------------------------|------------|

4 款 衛生費      7 款 商工費      8 款 土木費      9 款 消防費



9 款 消防費（補正額 700千円：補正後の額 1,642,764千円）

1 項 消防費（補正額 700千円：補正後の額 1,642,764千円）

| 目 | 補正前の額           | 補正額       | 計               | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |     |           |      |
|---|-----------------|-----------|-----------------|-----------------|-----|-----------|------|
|   |                 |           |                 | 特 定 財 源         |     |           | 一般財源 |
|   |                 |           |                 | 国県支出金           | 地方債 | その他       |      |
| 計 | 千円<br>1,642,064 | 千円<br>700 | 千円<br>1,642,764 | 千円              | 千円  | 千円<br>700 | 千円   |

10 款 教育費（補正額 1,470千円：補正後の額 5,980,826千円）

6 項 社会教育費（補正額 1,470千円：補正後の額 726,238千円）

|           |         |       |         |  |  |                       |  |
|-----------|---------|-------|---------|--|--|-----------------------|--|
| 1 社会教育総務費 | 188,052 | 1,470 | 189,522 |  |  | 1,470<br>諸収入<br>1,470 |  |
| 計         | 724,768 | 1,470 | 726,238 |  |  | 1,470                 |  |

| 節   |     | 説 明 |
|-----|-----|-----|
| 区 分 | 金 額 |     |
|     | 千円  | 千円  |

|               |       |                                            |
|---------------|-------|--------------------------------------------|
| 21 補償、補填及び賠償金 | 1,470 | 020 一般経費（生涯学習課）…………… 1,470<br>21 賠償金 1,470 |
|               |       |                                            |

9 款 消防費 10 款 教育費

令和 7 年度三条市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 7 年度三条市の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,612 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,502,912 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 9 日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款       | 項    | 補正前の額       | 補 正 額       | 計           |
|---------|------|-------------|-------------|-------------|
| 4 諸収入   |      | 千円<br>1,082 | 千円<br>4,612 | 千円<br>5,694 |
|         | 3 雑入 | 1           | 4,612       | 4,613       |
| 歳 入 合 計 |      | 1,498,300   | 4,612       | 1,502,912   |

歳 出

| 款       | 項       | 補正前の額        | 補 正 額       | 計            |
|---------|---------|--------------|-------------|--------------|
| 1 総務費   |         | 千円<br>16,822 | 千円<br>4,612 | 千円<br>21,434 |
|         | 1 総務管理費 | 16,018       | 4,612       | 20,630       |
| 歳 出 合 計 |         | 1,498,300    | 4,612       | 1,502,912    |

## 後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

| 款     | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|-------|-----------|-------|-----------|
|       | 千円        | 千円    | 千円        |
| 4 諸収入 | 1,082     | 4,612 | 5,694     |
| 歳入合計  | 1,498,300 | 4,612 | 1,502,912 |

(歳 出)

| 款       | 補正前の額        | 補 正 額       | 計            |
|---------|--------------|-------------|--------------|
| 1 総務費   | 千円<br>16,822 | 千円<br>4,612 | 千円<br>21,434 |
| 歳 出 合 計 | 1,498,300    | 4,612       | 1,502,912    |

| 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |         |
|-----------------|-------|-------|---------|
| 特 定 財 源         |       |       | 一 般 財 源 |
| 国 県 支 出 金       | 地 方 債 | そ の 他 |         |
| 千円              | 千円    | 千円    | 千円      |
|                 |       | 4,612 |         |
|                 |       | 4,612 |         |



## 2 歳 入

4 款 諸収入（補正額 4,612千円：補正後の額 5,694千円）

3 項 雑入（補正額 4,612千円：補正後の額 4,613千円）

| 目    | 補正前の額 | 補 正 額 | 計     |
|------|-------|-------|-------|
|      | 千円    | 千円    | 千円    |
| 1 雑入 | 1     | 4,612 | 4,613 |
| 計    | 1     | 4,612 | 4,613 |

| 節    |             | 説     | 明           |
|------|-------------|-------|-------------|
| 区 分  | 金 額         |       |             |
| 1 雑入 | 千円<br>4,612 | 各種助成金 | 千円<br>4,612 |
|      |             |       |             |

### 3 歳 出

1 款 総務費（補正額 4,612千円：補正後の額 21,434千円）

1 項 総務管理費（補正額 4,612千円：補正後の額 20,630千円）

| 目       | 補正前の額        | 補正額         | 計            | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |     |                             |      |
|---------|--------------|-------------|--------------|-----------------|-----|-----------------------------|------|
|         |              |             |              | 特 定 財 源         |     |                             | 一般財源 |
|         |              |             |              | 国県支出金           | 地方債 | その他                         |      |
| 1 一般管理費 | 千円<br>16,018 | 千円<br>4,612 | 千円<br>20,630 | 千円              | 千円  | 千円<br>4,612<br>諸収入<br>4,612 | 千円   |
| 計       | 16,018       | 4,612       | 20,630       |                 |     | 4,612                       |      |

| 節      |             | 説                                | 明                    |
|--------|-------------|----------------------------------|----------------------|
| 区 分    | 金 額         |                                  |                      |
| 11 役務費 | 千円<br>4,612 | 020 給付事務費（健康づくり課）……………<br>11 通信料 | 千円<br>4,612<br>4,612 |
|        |             |                                  |                      |

令和7年度三条市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和7年度三条市下水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和7年度三条市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中の污水管渠費4,350千円及び雨水管渠費24,920千円の財源に充てるため、企業債14,600千円を借り入れる。

収入

| 科 目         | 既決予定額     | 補正予定額  | 計         |
|-------------|-----------|--------|-----------|
|             | 千円        | 千円     | 千円        |
| 第1款 下水道事業収益 | 2,507,916 | 14,670 | 2,522,586 |
| 第1項 営業収益    | 648,806   | 30     | 648,836   |
| 第2項 営業外収益   | 1,651,110 | 14,640 | 1,665,750 |

支出

| 科 目         | 既決予定額     | 補正予定額  | 計         |
|-------------|-----------|--------|-----------|
|             | 千円        | 千円     | 千円        |
| 第1款 下水道事業費用 | 2,507,916 | 29,270 | 2,537,186 |
| 第1項 営業費用    | 2,056,960 | 29,270 | 2,086,230 |

(企業債の補正)

第3条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変更

| 起債の<br>目 的 | 補正前                 |                        |                                                                                                                |                                                                                                                                                                         | 補正後                 |                        |                                                                                                                |                                                                                                                                                                         |
|------------|---------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 限 度 額               | 起債の<br>方 法             | 利 率                                                                                                            | 償還の方法                                                                                                                                                                   | 限 度 額               | 起債の<br>方 法             | 利 率                                                                                                            | 償還の方法                                                                                                                                                                   |
| 下水道<br>事業費 | 千円<br><br>1,055,300 | 普通貸<br>借又は<br>証券発<br>行 | 5.0%以内<br>(ただし、<br>利率見直<br>し方式で<br>借り入れ<br>る資金に<br>ついて、<br>利率の見<br>直しを行<br>った後<br>においては、<br>当該見直<br>し後の利<br>率) | 政府資金につ<br>いては、その融<br>通条件により、<br>銀行その他の場<br>合には、その債<br>権者と協定する<br>ものによる。<br>ただし、財政<br>その他の都合に<br>より、据置期間<br>中であっても繰<br>上償還をし、償<br>還期限を短縮<br>し、又は低利債<br>に借換えするこ<br>とができる。 | 千円<br><br>1,069,900 | 普通貸<br>借又は<br>証券発<br>行 | 5.0%以内<br>(ただし、<br>利率見直<br>し方式で<br>借り入れ<br>る資金に<br>ついて、<br>利率の見<br>直しを行<br>った後<br>においては、<br>当該見直<br>し後の利<br>率) | 政府資金につ<br>いては、その融<br>通条件により、<br>銀行その他の場<br>合には、その債<br>権者と協定する<br>ものによる。<br>ただし、財政<br>その他の都合に<br>より、据置期間<br>中であっても繰<br>上償還をし、償<br>還期限を短縮<br>し、又は低利債<br>に借換えするこ<br>とができる。 |

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

補正予算に関する説明書第 1 号

令和 7 年度三条市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

| 款         | 項       | 目        | 既 決<br>予定額  | 補 正<br>予定額 | 計           | 節      |         | 説 明         |
|-----------|---------|----------|-------------|------------|-------------|--------|---------|-------------|
|           |         |          |             |            |             | 区 分    | 金 額     |             |
| 1 下水道事業収益 | 1 営業収益  |          | 千円          | 千円         | 千円          |        | 千円      |             |
|           |         |          | 2, 507, 916 | 14, 670    | 2, 522, 586 |        |         |             |
|           |         |          | 648, 806    | 30         | 648, 836    |        |         |             |
|           | 2 営業外収益 | 2 他会計負担金 | 249, 805    | 30         | 249, 835    | 他会計負担金 | 30      | 雨水処理負担金     |
|           |         |          | 1, 651, 110 | 14, 640    | 1, 665, 750 |        |         |             |
|           |         | 2 他会計負担金 | 1, 011, 461 | 5          | 1, 011, 466 | 他会計負担金 | 5       | 汚水処理負担金     |
|           |         | 3 補助金    | 38, 400     | 14, 635    | 53, 035     | 国庫補助金  | 14, 635 | 下水道防災事業費補助金 |

支出

| 款         | 項      | 目       | 既 決<br>予定額  | 補 正<br>予定額 | 計           | 節   |         | 説 明            |
|-----------|--------|---------|-------------|------------|-------------|-----|---------|----------------|
|           |        |         |             |            |             | 区 分 | 金 額     |                |
| 1 下水道事業費用 | 1 営業費用 |         | 千円          | 千円         | 千円          |     | 千円      |                |
|           |        |         | 2, 507, 916 | 29, 270    | 2, 537, 186 |     |         |                |
|           |        |         | 2, 056, 960 | 29, 270    | 2, 086, 230 |     |         |                |
|           |        | 1 汚水管渠費 | 77, 397     | 4, 350     | 81, 747     | 委託料 | 4, 350  | 下水道管路(汚水)調査委託料 |
|           |        | 2 雨水管渠費 | 3, 829      | 24, 920    | 28, 749     | 委託料 | 24, 920 | 下水道管路(雨水)調査委託料 |

専 決 処 分 報 告 に つ い て

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、三条市税条例等の一部を改正する条例（令和7年三条市条例第9号）を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮



## 専 決 処 分 書

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本市においてもこれに準じ、三条市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和7年3月31日

三条市長 滝 沢 亮

## 三条市税条例等の一部を改正する条例

### (三条市税条例の一部改正)

第1条 三条市税条例（平成17年三条市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第25条の2第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第49条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第72条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「0.09リットル以下のもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「0.09リットルを超えるもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第78条第2項第2号中「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第72条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第79条第2項中「又は身体障害者等」を「若しくは身体障害者等」に改め、「運転免許証」という。）の次に「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）」を加え、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなけ

ればならない。

第122条の10第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第128条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第24項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第25項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

（三条市都市計画税条例の一部改正）

第2条 三条市都市計画税条例（平成17年三条市条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第8項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### (固定資産税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の三条市税条例（以下「新市税条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

### (軽自動車税に関する経過措置)

- 3 新市税条例第72条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報第 1 号参考

三条市税条例（抜粋）

（市民税の申告）

第25条の2

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第12条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（法施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）

第49条 法施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

（1）代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

（種別割の税率）

第72条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

(種別割の減免)

第78条

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事務所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事務所の所在地及び氏名又は名称）

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第79条

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳

の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

（特別土地保有税の減免）

## 第122条の10

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第128条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を

市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事務所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

#### 附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

#### 第10条の2

- 22 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 25 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

#### 三条市都市計画税条例（抜粋）

#### 附 則

（法附則第15条第37項の条例で定める割合）

- 5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

- 6 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

（法附則第15条第42項の条例で定める割合）

- 7 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がす



べき申告)

- 8 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

専 決 処 分 報 告 に つ い て

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第119号）が令和 7 年 3 月31日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 7 年三条市条例第10号）を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

三条市長 滝 沢 亮

## 専 決 処 分 書

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第119号）が令和 7 年 3 月31日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本市においてもこれに準じ、三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 7 年 3 月31日

三条市長 滝 沢 亮

## 三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三条市国民健康保険税条例（平成17年三条市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第21条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の三条市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報第 2 号参考

三条市国民健康保険税条例（抜粋）

（課税額）

第2条

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合には、基礎課税額は、65万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

（国民健康保険税の減額）

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

（2）法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所

属者 1 人につき 29 万 5, 000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

- (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 54 万 5, 000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

報第 3 号

専 決 処 分 報 告 に つ い て

職員の退職に伴う退職手当及び寄附採納に伴う積立金等の執行が急を要するため、令和6年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

# 専 決 処 分 書

## 令和 6 年度三条市一般会計補正予算

令和 6 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 241,748 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61,902,644 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 7 年 3 月 31 日

三条市長 滝 沢 亮



第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款       | 項       | 補正前の額           | 補 正 額         | 計               |
|---------|---------|-----------------|---------------|-----------------|
| 18 寄附金  |         | 千円<br>4,311,586 | 千円<br>241,576 | 千円<br>4,553,162 |
|         | 1 寄附金   | 4,311,586       | 241,576       | 4,553,162       |
| 19 繰入金  |         | 8,963,920       | 172           | 8,964,092       |
|         | 2 基金繰入金 | 8,953,181       | 172           | 8,953,353       |
| 歳 入 合 計 |         | 61,660,896      | 241,748       | 61,902,644      |

歳 出

| 款       | 項       | 補正前の額            | 補 正 額         | 計                |
|---------|---------|------------------|---------------|------------------|
| 2 総務費   |         | 千円<br>13,747,458 | 千円<br>241,748 | 千円<br>13,989,206 |
|         | 1 総務管理費 | 13,009,359       | 241,748       | 13,251,107       |
| 8 土木費   |         | 7,844,773        |               | 7,844,773        |
|         | 4 都市計画費 | 2,739,163        |               | 2,739,163        |
| 9 消防費   |         | 1,695,368        |               | 1,695,368        |
|         | 1 消防費   | 1,695,368        |               | 1,695,368        |
| 歳 出 合 計 |         | 61,660,896       | 241,748       | 61,902,644       |

## 一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

| 款      | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|--------|------------|---------|------------|
|        | 千円         | 千円      | 千円         |
| 18 寄附金 | 4,311,586  | 241,576 | 4,553,162  |
| 19 繰入金 | 8,963,920  | 172     | 8,964,092  |
| 歳入合計   | 61,660,896 | 241,748 | 61,902,644 |

(歳 出)

| 款       | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
|---------|------------|---------|------------|
|         | 千円         | 千円      | 千円         |
| 2 総務費   | 13,747,458 | 241,748 | 13,989,206 |
| 8 土木費   | 7,844,773  |         | 7,844,773  |
| 9 消防費   | 1,695,368  |         | 1,695,368  |
| 歳 出 合 計 | 61,660,896 | 241,748 | 61,902,644 |

| 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |         |         |
|-----------------|-------|---------|---------|
| 特 定 財 源         |       |         | 一 般 財 源 |
| 国 県 支 出 金       | 地 方 債 | そ の 他   |         |
| 千円              | 千円    | 千円      | 千円      |
|                 |       | 241,366 | 382     |
|                 |       | 10      | △10     |
|                 |       | 200     | △200    |
|                 |       | 241,576 | 172     |

## 2 歳 入

1 8 款 寄附金（補正額 241,576千円：補正後の額 4,553,162千円）

1 項 寄附金（補正額 241,576千円：補正後の額 4,553,162千円）

| 目        | 補正前の額           | 補 正 額         | 計               |
|----------|-----------------|---------------|-----------------|
| 1 総務費寄附金 | 千円<br>4,286,352 | 千円<br>241,366 | 千円<br>4,527,718 |
| 3 土木費寄附金 | 267             | 10            | 277             |
| 8 消防費寄附金 |                 | 200           | 200             |
| 計        | 4,311,586       | 241,576       | 4,553,162       |

1 9 款 繰入金（補正額 172千円：補正後の額 8,964,092千円）

2 項 基金繰入金（補正額 172千円：補正後の額 8,953,353千円）

|             |           |     |           |
|-------------|-----------|-----|-----------|
| 1 財政調整基金繰入金 | 8,800,975 | 172 | 8,801,147 |
| 計           | 8,953,181 | 172 | 8,953,353 |

| 節        |               | 説                    | 明                       |
|----------|---------------|----------------------|-------------------------|
| 区 分      | 金 額           |                      |                         |
| 1 総務費寄附金 | 千円<br>241,366 | 一般寄附金<br>ふるさと三条応援寄附金 | 千円<br>12,700<br>228,666 |
| 1 土木費寄附金 | 10            | 公園施設運営寄附金            | 10                      |
| 1 消防費寄附金 | 200           | 消防活動寄附金              | 200                     |
|          |               |                      |                         |

|                 |     |           |     |
|-----------------|-----|-----------|-----|
| 1 財政調整基金<br>繰入金 | 172 | 財政調整基金繰入金 | 172 |
|                 |     |           |     |

1 8 款 寄附金 1 9 款 繰入金

### 3 歳 出

2 款 総務費（補正額 241,748千円：補正後の額 13,989,206千円）

1 項 総務管理費（補正額 241,748千円：補正後の額 13,251,107千円）

| 目         | 補正前の額           | 補正額       | 計               | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |     |                           |           |
|-----------|-----------------|-----------|-----------------|-----------------|-----|---------------------------|-----------|
|           |                 |           |                 | 特 定 財 源         |     |                           | 一般財源      |
|           |                 |           |                 | 国県支出金           | 地方債 | その他                       |           |
| 1 一般管理費   | 千円<br>1,827,001 | 千円<br>382 | 千円<br>1,827,383 | 千円              | 千円  | 千円                        | 千円<br>382 |
| 5 財政調整基金費 | 4,295,613       | 241,366   | 4,536,979       |                 |     | 241,366<br>寄附金<br>241,366 |           |
| 計         | 13,009,359      | 241,748   | 13,251,107      |                 |     | 241,366                   | 382       |

8 款 土木費（補正額 0千円：補正後の額 7,844,773千円）

4 項 都市計画費（補正額 0千円：補正後の額 2,739,163千円）

|       |           |  |           |  |  |           |     |
|-------|-----------|--|-----------|--|--|-----------|-----|
| 3 公園費 | 91,004    |  | 91,004    |  |  | 10<br>寄附金 | △10 |
|       |           |  |           |  |  | 10        |     |
| 計     | 2,739,163 |  | 2,739,163 |  |  | 10        | △10 |

9 款 消防費（補正額 0千円：補正後の額 1,695,368千円）

1 項 消防費（補正額 0千円：補正後の額 1,695,368千円）

|         |           |  |           |  |  |            |      |
|---------|-----------|--|-----------|--|--|------------|------|
| 1 常備消防費 | 1,363,455 |  | 1,363,455 |  |  | 200<br>寄附金 | △200 |
|         |           |  |           |  |  | 200        |      |
| 計       | 1,695,368 |  | 1,695,368 |  |  | 200        | △200 |



| 節       |           | 説 明                                    |                    |
|---------|-----------|----------------------------------------|--------------------|
| 区 分     | 金 額       |                                        |                    |
| 3 職員手当等 | 千円<br>382 | 010 職員人件費（人事課） .....<br>3 退職手当         | 千円<br>382<br>382   |
| 24 積立金  | 241,366   | 010 財政調整基金費（財務課） .....<br>24 財政調整基金積立金 | 241,366<br>241,366 |
|         |           |                                        |                    |

|  |  |      |
|--|--|------|
|  |  | 財源更正 |
|  |  |      |

|  |  |      |
|--|--|------|
|  |  | 財源更正 |
|  |  |      |

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員皆川賢一及び関崎淑子は、令和7年9月30日任期満了することとなるので、その後任委員候補者として次の者を推薦いたしたいので議会の意見を求める。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

| 住 所 | 氏 名     | 生 年 月 日 |
|-----|---------|---------|
|     | 星 野 孝 好 |         |
|     | 渡 邊 博 之 |         |

第 1 号 参考 諮 第

星 野 孝 好 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

渡 邊 博 之 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

## 人権擁護委員法（抜粋）

### （委員の設置区域）

第3条 人権擁護委員は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に置くものとする。

### （委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

### （委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

## 法 令 及 び 条 例 に 基 づ く 報 告 事 項 等

令和6年度三条市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

令和6年度三条市水道事業会計予算繰越額の報告について

令和6年度三条市下水道事業会計予算繰越額の報告について

県央土地開発公社事業実績報告書等の提出について

議会の委任による専決処分の報告について

私債権の放棄の報告について

令和 6 年度三条市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、令和 6 年度三条市一般会計繰越明許費繰越額を次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

令和6年度 三条市一般会計繰越明許費繰越計算書

| 款        | 項       | 事業名                          | 金額            | 翌年度<br>繰越額  | 左 の 財 源 内 訳   |               |             |       |            |
|----------|---------|------------------------------|---------------|-------------|---------------|---------------|-------------|-------|------------|
|          |         |                              |               |             | 既 収 入<br>特定財源 | 未 収 入 特 定 財 源 |             |       | 一般財源       |
|          |         |                              |               |             |               | 国県支出金         | 地 方 債       | そ の 他 |            |
|          |         |                              | 円             | 円           | 円             | 円             | 円           | 円     | 円          |
| 2 総務費    | 1 総務管理費 | 移住促進事業                       | 8,831,000     | 8,831,000   |               |               | 6,600,000   |       | 2,231,000  |
| 3 民生費    | 1 社会福祉費 | エネルギー・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金給付事業 | 248,881,000   | 39,340,000  |               | 39,340,000    |             |       |            |
|          |         | 生活困窮世帯灯油購入費助成事業              | 37,580,000    | 4,450,000   |               | 4,450,000     |             |       |            |
|          |         | 障がい者支援施設整備事業費補助金             | 10,000,000    | 10,000,000  |               |               |             |       | 10,000,000 |
|          |         | 高齢者福祉施設建設事業                  | 7,700,000     | 7,700,000   |               | 7,700,000     |             |       |            |
| 4 衛生費    | 1 保健衛生費 | 三条地域水道用水供給企業団出資金             | 97,940,000    | 97,940,000  |               |               | 97,900,000  |       | 40,000     |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費   | 新規就農者育成総合対策交付金               | 2,414,000     | 2,414,000   |               | 2,414,000     |             |       |            |
|          |         | 県事業費負担金                      | 43,598,000    | 43,598,000  |               |               | 43,400,000  |       | 198,000    |
| 8 土木費    | 2 道路橋梁費 | 道路維持事業                       | 129,296,000   | 129,296,000 |               | 64,798,000    | 62,000,000  |       | 2,498,000  |
|          |         | 道路改良事業                       | 1,045,948,000 | 906,830,000 |               | 435,664,000   | 415,200,000 |       | 55,966,000 |
|          |         | 橋梁維持事業                       | 74,000,000    | 74,000,000  |               | 40,700,000    | 33,300,000  |       |            |
|          |         | 舗装新設事業                       | 3,000,000     | 3,000,000   |               |               | 2,800,000   |       | 200,000    |
|          |         | 消雪施設整備事業                     | 34,000,000    | 20,500,000  |               | 11,700,000    | 7,800,000   |       | 1,000,000  |
|          |         | 交通安全施設整備事業                   | 7,600,000     | 7,000,000   |               |               |             |       | 7,000,000  |
|          | 3 河川費   | 河川整備事業                       | 7,700,000     | 7,600,000   |               |               | 7,600,000   |       |            |
|          |         | 水害対策事業                       | 24,400,000    | 16,000,000  |               |               | 15,500,000  |       | 500,000    |
|          | 4 都市計画費 | 都市計画推進事業                     | 11,529,000    | 11,529,000  |               | 2,140,000     |             |       | 9,389,000  |
|          |         | 田島曲淵線道路改築事業                  | 341,364,000   | 339,790,000 |               | 165,395,000   | 163,500,000 |       | 10,895,000 |
|          |         | 緑地整備事業                       | 1,300,000     | 1,300,000   |               |               |             |       | 1,300,000  |

| 款      | 項      | 事業名       | 金額            | 翌年度繰越額        | 左の財源内訳      |             |             |     |             |
|--------|--------|-----------|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-----|-------------|
|        |        |           |               |               | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源     |             |     | 一般財源        |
|        |        |           |               |               |             | 国県支出金       | 地方債         | その他 |             |
|        |        |           | 円             | 円             | 円           | 円           | 円           | 円   | 円           |
| 9 消防費  | 1 消防費  | 災害対策事業    | 79,968,000    | 76,000,000    |             | 38,000,000  |             |     | 38,000,000  |
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 小学校施設整備事業 | 37,488,000    | 37,488,000    |             | 11,682,000  | 22,900,000  |     | 2,906,000   |
|        | 3 中学校費 | 中学校施設整備事業 | 61,919,000    | 61,919,000    |             | 18,538,000  | 36,300,000  |     | 7,081,000   |
| 計      |        |           | 2,316,456,000 | 1,906,525,000 |             | 842,521,000 | 914,800,000 |     | 149,204,000 |



## 令和6年度三条市水道事業会計予算繰越額の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度三条市水道事業会計予算繰越額を次のとおり報告する。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

令和6年度 三条市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款            | 項            | 事業名      | 予算計上額           | 支 払 義 務<br>発 生 額 | 翌 年 度<br>繰 越 額  | 左の財源内訳          |       |     |              | 不用額        | 翌年度繰越額<br>に係る繰越を<br>要するたな卸<br>資産の購入限<br>度額 | 説 明                  |
|--------------|--------------|----------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|-------|-----|--------------|------------|--------------------------------------------|----------------------|
|              |              |          |                 |                  |                 | 企業債             | 工事負担金 | 補助金 | 損益勘定<br>留保資金 |            |                                            |                      |
| 1 資本的<br>支 出 | 1 建 設<br>改良費 | 配水施設設置工事 | 円<br>47,161,000 | 円<br>990,000     | 円<br>46,171,000 | 円<br>46,100,000 | 円     | 円   | 円<br>71,000  | 円<br>0     | 円                                          | 材料調達に不測の日数を要したため     |
|              |              | 配水管布設工事  | 221,650,000     | 0                | 206,068,000     | 174,500,000     |       |     | 31,568,000   | 15,582,000 |                                            | 関係機関との協議に不測の日数を要したため |
|              |              | 配水管布設替工事 | 436,760,000     | 191,156,900      | 240,789,000     | 207,800,000     |       |     | 32,989,000   | 4,814,100  |                                            | 関係機関との協議に不測の日数を要したため |
|              |              | 車両運搬具    | 15,768,000      | 0                | 15,768,000      | 0               |       |     | 15,768,000   | 0          |                                            | 部品調達に不測の日数を要したため     |
| 計            |              |          | 721,339,000     | 192,146,900      | 508,796,000     | 428,400,000     |       |     | 80,396,000   | 20,396,100 |                                            |                      |

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

| 款            | 項            | 事業名            | 予算計上額        | 支 払 義 務<br>発 生 額 | 翌 年 度<br>繰 越 額 | 左の財源内訳 |       |     |              | 不用額          | 翌年度繰越額<br>に係る繰越を<br>要するたな卸<br>資産の購入限<br>度額 | 説 明                    |
|--------------|--------------|----------------|--------------|------------------|----------------|--------|-------|-----|--------------|--------------|--------------------------------------------|------------------------|
|              |              |                |              |                  |                | 企業債    | 工事負担金 | 補助金 | 損益勘定<br>留保資金 |              |                                            |                        |
| (収益的支出)      |              |                |              |                  |                |        |       |     |              |              |                                            |                        |
| 1 水道事<br>業費用 | 1 営 業<br>費 用 | 笠堀ダム管<br>理費負担金 | 円<br>681,000 | 円<br>314,098     | 円<br>70,000    | 円      | 円     | 円   | 円<br>70,000  | 円<br>296,902 | 円                                          | 地元との調整に不測の日数<br>を要したため |
| 計            |              |                | 681,000      | 314,098          | 70,000         |        |       |     | 70,000       | 296,902      |                                            |                        |

令和6年度三条市下水道事業会計予算繰越額の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度三条市下水道事業会計予算繰越額を次のとおり報告する。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

令和6年度 三 条 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款            | 項            | 事業名   | 予算計上額           | 支 払 義 務<br>発 生 額 | 翌 年 度<br>繰 越 額  | 左の財源内訳          |       |                 |                | 不用額            | 翌年度繰越額<br>に係る繰越を<br>要するたな卸<br>資産の購入限<br>度額 | 説 明                  |
|--------------|--------------|-------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|-------|-----------------|----------------|----------------|--------------------------------------------|----------------------|
|              |              |       |                 |                  |                 | 企業債             | 工事負担金 | 補助金             | 損益勘定<br>留保資金   |                |                                            |                      |
| 1 資本的<br>支 出 | 1 建 設<br>改良費 | 委託料   | 円<br>93,028,000 | 円<br>42,316,338  | 円<br>46,814,000 | 円<br>23,000,000 | 円     | 円<br>21,271,500 | 円<br>2,542,500 | 円<br>3,897,662 | 円                                          | 対象工事が繰り越<br>したため     |
|              |              | 工事請負費 | 1,159,763,000   | 712,101,990      | 390,551,000     | 239,600,000     |       | 131,404,150     | 19,546,850     | 57,110,010     |                                            | 資材調達に不測の<br>日数を要したため |
|              |              | 補償費   | 47,000,000      | 28,181,373       | 15,170,000      | 11,000,000      |       | 0               | 4,170,000      | 3,648,627      |                                            | 関連工事が繰り越<br>したため     |
| 計            |              |       | 1,299,791,000   | 782,599,701      | 452,535,000     | 273,600,000     |       | 152,675,650     | 26,259,350     | 64,656,299     |                                            |                      |

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

| 款               | 項            | 事業名         | 予算計上額            | 支 払 義 務<br>発 生 額 | 翌 年 度<br>繰 越 額 | 左の財源内訳 |       |                |                | 不用額              | 翌年度繰越額<br>に係る繰越を<br>要するたな卸<br>資産の購入限<br>度額 | 説 明              |
|-----------------|--------------|-------------|------------------|------------------|----------------|--------|-------|----------------|----------------|------------------|--------------------------------------------|------------------|
|                 |              |             |                  |                  |                | 企業債    | 工事負担金 | 補助金            | 損益勘定<br>留保資金   |                  |                                            |                  |
| (収益的支出)         |              |             |                  |                  |                |        |       |                |                |                  |                                            |                  |
| 1 下 水 道<br>事業費用 | 3 特 別<br>損 失 | その他特別<br>損失 | 円<br>256,000,000 | 円<br>136,751,129 | 円<br>9,900,000 | 円      | 円     | 円<br>4,500,000 | 円<br>5,400,000 | 円<br>109,348,871 | 円                                          | 関連工事が繰り越<br>したため |
| 計               |              |             | 256,000,000      | 136,751,129      | 9,900,000      |        |       | 4,500,000      | 5,400,000      | 109,348,871      |                                            |                  |

県央土地開発公社事業実績報告書等の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和6年度県央土地開発公社事業実績報告書等及び令和7年度県央土地開発公社事業計画等を別冊のとおり提出する。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

## 議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の委任を受けた損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

## 損害賠償の額の決定及び和解について

道路上等で発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解した。

| 事故発生年月日        | 事故発生場所                  | 事故の状況                                             | 相手方の住所氏名 | 和解内容                                                                              | 損害賠償の額           | 専決年月日         |
|----------------|-------------------------|---------------------------------------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------------|
| 令和6年<br>12月21日 | 三条市北四日町地内               | 職員が公用車を運転中、<br>相手方のブロック塀に接<br>触し、破損させた。           |          | 市及び相手方は、<br>本事件について、今<br>後どのような事情<br>が生じて、異議申<br>立て、告訴、告発又<br>は請求は一切しな<br>いものとする。 | 円<br><br>456,500 | 令和7年<br>4月22日 |
| 令和7年<br>2月7日   | 三条市曲渕一丁目地内<br>市営曲渕住宅駐車場 | マンホール蓋が跳ね上<br>がり、相手方車両に接触し<br>たことにより、車体が破損<br>した。 |          |                                                                                   | 487,520          | 令和7年<br>5月13日 |

## 私債権の放棄の報告について

三条市私債権管理条例（平成23年三条市条例第18号）第16条第1項の規定により、市の私債権について、次のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月9日提出

三条市長 滝 沢 亮

記



令和6年度私債権放棄について

| 会計名    | 私債権の名称        | 私債権の額    | 放棄件数 | 放棄の理由                                               |
|--------|---------------|----------|------|-----------------------------------------------------|
| 一般会計   | 児童クラブ負担金      | 110,640円 | 36件  | 消滅時効の完成（条例第16条第1項第3号）                               |
|        | 住宅使用料         | 29,700円  | 7件   | 生活困窮（条例第16条第1項第1号）                                  |
|        | 奨学金貸付金返還金     | 432,000円 | 3件   | 消滅時効の完成（条例第16条第1項第3号）                               |
|        | 児童クラブ間食費実費徴収金 | 10,320円  | 8件   | 消滅時効の完成（条例第16条第1項第3号）                               |
| 水道事業会計 | 水道料金          | 217,824円 | 80件  | 生活困窮（条例第16条第1項第1号） 31件<br>消滅時効の完成（条例第16条第1項第3号） 49件 |
| 合 計    |               | 800,484円 | 134件 |                                                     |